

三.師範學校中學校及高等女學校ニ於テ數學科ノ優等生及劣等生ノ取扱方法如何

四.師範學校中學校及高等女學校ニ於ケル數學科練習問題ノ取扱方法如何

五.師範學校中學校及高等女學校ニ於ケル數學科成績考查ノ方法如何

(備考) 談話題ニツキテハ單ニ意見ノ交換ニ止メ別ニ對案ノ決議ヲナサル、モノトス

右談話題につきては時間に餘裕なかりしたため充分なる意見の交換をなしあはざりしは遺憾なりき。

右決議案中特に注意すべきは協議題第五にして女子師範學校及び高等女學校の數學科の教授時間の現行のものに比して増加せしことなり若しこの案にして文部當局の容るる所となりて實施するに至らんか獨數學科の爲のみならず一般女子教育の一大進歩として大に慶賀に値すべき所なり。抑從來の我國の女子教育は所謂良妻賢母主義にして其良妻賢母主義たる『直ぐ間に合ふ主義』とても云ふべきかいたづらに應用技藝等の方面に意を用ふることに勉め頭を作る即其根本的智識を授くるといふ事に至りては之を輕せられし嫌ありされば十のものは十だけ數へざれば間に合はすあれもこれもどつめ込む一方なり十のものを五つ數へて後の半分は自ら工夫し創造し得る能力は到底望みうべからず。されば將來の女子教育は『直ぐ間に合はす』とも『眞に役に立つ女子』の教養に力を注がざるべからず。

嘗て小學校の女教員の學力の男子のそれに比して甚しく劣れりとして女子師範廢止の聲或一部に起りたる事あり。教へざるものを教へたるものに比較して其優劣を論ずるの誤れるをなげきしことありしが今かく多くの識者によりて今日の女子が男子に比して其能力の甚しく劣れるにあらず教へ方の誤りし罪なりと認められ數學科の如き思考推理の力を養成する基礎的學科の重んぜらるゝに至りし事實によるこぼしき限りといふべきなり。

尙本會開會中緊急動議として中等教育に於ける數學及び其教授法に關する事項の研究機關設立の議起り滿場一致を以て之を可決し且本會出席者約二百三十名の者全部發起人たるの申合せをなし其内二十七名を會長より指名し創立準備委員と稱し會則等を定め會員募集の運びをなすべきことを委囑せられたり。實に時世の要求に應じたる事といふべきなり。今次に其規則を掲ぐ。

日本中等教育數學會會則

第一章 通則

第一條 本會ハ中等教育ニ於ケル數學及其ノ教授法ニ關スル事項ヲ研究シ之ガ進歩改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本中等教育數學會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市内ニ置ク

第四條 本會ハ其目的ヲ達センガため主トシテ左ノ事業ヲナス

- 一、雜誌ノ發行
- 二、研究會講習會等ノ開催
- 三、書籍、雜誌、標品、器具等ノ蒐集

第五條 本會ノ經費ハ入會ノ會費、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第六條 本會ハ會員ノ希望ニヨリ支部會ヲ設置スルコトアルヘシ

第二章 會員及會費

第七條 會員ヲ分チテ名譽會員、贊助會員及通常會員ノ三種トス

第八條 名譽會員ハ學識名望アルモノニツキ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ推戴ス

第九條 贊助會員ハ一般教育上功勞アルモノ又ハ特ニ本會ニ對シ功勞アルモノニツキ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ推舉ス

第十條 通常會員ハ本會ノ目的ヲ賛成スルモノニツキ會長之ヲ定ム

第十一條 會員ハ本會發行ノ雜誌ノ配附ヲ受クルモノトス

第十二條 會員ハ本會ニテ開催スル研究會、講習會等ニ於テ特別ノ取扱ヲ受クルモノトス

第十三條 會員ハ本會ニテ蒐集セル書籍、雜誌、器具、標品等ノ利用ニツキ特別ノ便宜ヲ受クルモノトス

第十四條 通常會員ハ會費トシテ毎年金壹圓五拾錢ヲ納付スヘキモノトス

第十五條 會費ハ一月ヨリ十二月マテノ一年分ヲ毎年一月三十一日マテニ前納スヘキモノトス但シ便宜數ヶ年分ヲ前納スルモ差支ナシ

第十六條 新ニ入會シタルモノハ左ノ區別ニヨリ其ノ年度ノ會費ヲ納付スヘキモノトス

- 一、一月ヨリ四月マテニ入會シタルモノハ 金壹圓五拾錢
- 二、五月ヨリ八月マテニ入會シタルモノハ 金壹圓
- 三、九月ヨリ十二月マテニ入會シタルモノハ 金五拾錢

第十七條 既納ノ會費ハ如何ナル場合ニ於テモ返附セス

第三章 役員

第十八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | | |
|-----|----|---|
| 會長 | 一 | 名 |
| 副會長 | 二 | 名 |
| 幹事 | 若干 | 名 |

第十九條 役員ノ任務ハ左ノ如シ

- 一、會 本會事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ任務ヲ代理ス

三、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ掌理ス

第二十條 役員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ重任スルコトヲ得

第二十一條 會長及副會長ハ定期總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第二十二條 幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ依囑ス

第二十三條 會長ハ有給事務員ヲ任用スルコトヲ得

第四章 評議員會

第二十四條 本會ニ評議員若干名ヲ置キ會員中ヨリ會長之ヲ依囑ス

第二十五條 評議員會ハ會務ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第二十六條 會長ハ毎年二回以上評議員會ヲ招集シ之ヲ議長トナル

但シ必要ニヨリ臨時招集スルコトアルヘシ

第二十七條 評議員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ重任スルコトヲ得

第五章 總會

第二十八條 本會ハ毎年夏季東京又ハ其ノ他ノ地ニ於テ定期總會ヲ開ク

但シ時宜ニヨリ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第二十九條 總會ニ於テ行フ事項ハ左ノ如シ

- 一、會長、副會長ノ改選
- 二、重要ナル事項ノ決議
- 三、事務及會計ノ報告
- 四、學術講演
- 五、會員ノ研究報告等

第三十條 總會ノ決議ハ出席會員過半數ノ同意ニヨル

但シ會則ノ改正ハ出席會員三分ノ二以上ノ同意アルヲ要ス

第六章 入會、退會及除名

第三十一條 本會通常會員タラントスルモノハ姓名、現住所、職業及生年月日ヲ記シ本會會員一名ノ紹介ヲ以テ本會ニ申込ムヘシ

但シ中等程度以上ノ學校在職中ノ數學科教員又ハ數學科中等教員免許狀ヲ有スル者ハ前項ノ紹介ヲ要セス

第三十二條 入會承諾ノ通知ヲ受タル者ハ速ニ入會金壹圓及其年度ノ會費ヲ納付スヘシ

第卅三條 退會セントスルモノハ其ノ旨本會事務所ニ届出ツヘシ

第卅四條 會員ニシテ會費ヲ滞納シタルモノニハ雜誌ノ配附ヲ中止シ滞納ニケ年ニ五リタルモノハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第卅五條 會員タルノ體面ヲ汚ス行爲アリト認ムルモノハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

第七章 附 則

第卅六條 本會會則ヲ改正セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

第卅七條 發會ノ際ニ於テ會長及副會長ハ創立準備員ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ第一回總會ニ至ルマテトス

第卅八條 入會金ハ當分之ヲ徴收セス

以 上

東京市本郷區湯島三丁目
東京女子高等師範學校内
日本中等教育數學會

會費領收報告 大正七年十月十日ヨリ
同 八年二月廿八日マデ

金一圓八十錢(六、七、八、九、十年分)高田テツ(八、九、十年分)加藤セチ
(五、六、七、八、九、十年分)小河テル

金一圓二十錢(六、七、八、九、十年分)鹽津貞(七、八、九、十年分)松本マサ、井上壽野
(八、九、十年分)南徳代、吉田銀、木村茂枝(九、十年分)鎌田ミヨリ

金六十錢(七、八、九、十年分)太田ミネ、甘槽ヒデ、佐野ラク、池田トヨ
(八、九、十年分)吉成ツネ

前號ニ廣告致セシ拂込通知票紛失ノ爲メ領收報告ノ後レ
シ分

金一圓八十錢(五、六、七、八、九、十年分)三浦キヨシ(七、八、九、十年分)三上サワ

金六十錢(七、八、九、十年分)鳥取チカヨ(十年分)南徳代

廣 告

近年物價騰貴の爲め會報發行に對し從來の會費にては
收支を償ひ兼候に付大正八年度より會費一ケ年八拾錢に
改め候間御承知置下され度就ては是迄に六拾錢の割にて
八年度及其後まで御送付濟の諸君は御面倒ながら猶一ケ
年分貳拾錢づゝ御追送に預り度候

大正八年六月廿一日印刷

大正八年六月廿四日發行

(非賣品)

東京女子師範學校
學術談話會

理 科 部

東京女子高等師範學校内
編輯兼人 平 島 權 藏

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
印刷人 久 保 忠

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
印刷所 久 保 印 刷 所